

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	8	11	5.4. その他の前提・制約条件(10), (11)5.5.2. 秘密の保持	3	<p>「(10) 本業務に関して内閣広報室から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。」と「(11) - ③本業務に関して内閣広報室から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。」が重複しているように見受けられます。また、「5.5.2. 秘密の保持」におきましても、「受託事業者は、本業務に関して内閣広報室が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。」とあり、こちらにも同様の内容と考えられる記載があるように見受けられます。</p> <p>個々の項目に同様の内容が記載されているように見受けられますが、内容としては、本調達仕様全般にかかる事項と考えるため、記載を整理するのが適切と考えます。</p>	秘密の保持に関する要件をより明確にするため。	<p>ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。</p> <p>削除： 5.4. (10) …項目ごと 5.5.2. 秘密の保持…項目ごと</p>
2	13	21	6.1. 官邸ホームページ新システムの構成図表3No. 18	2	<p>「・CSRF（クロスサイト・リクエスト・フォージェリ）対策」と記載がございます。こちらにつきまして、一般的なウェブアプリケーション上のセキュリティ対策では、クロスサイト・スクリプティングや、SQLインジェクションなどの対策も必要と考えます。また、対応自体は本調達で実現すべきことであるため、以下のような記載への修正が適切であると考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; 併せて、以下の対応も実現する。 ・連続投稿対策 ・CSRF（クロスサイト・リクエスト・フォージェリ）、XSS（クロスサイト・スクリプティング）、SQLインジェクションなどのウェブアプリケーションとしてのセキュリティ対策 ・フィーチャーフォン向け個体識別番号取得</p>	提供機能における対応内容の明確化のため。	<p>ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。</p> <p>6.1. 官邸ホームページ新システムの構成図表3No. 18</p>
3	17	24	6.2.1.2. 携帯端末向け官邸ホームページ公開機能要件図表 7	3	<p>図表7において、サイト概要に示される各ページの関係性、ならびにNo.5の「参照する携帯端末の種類毎に最適化するコンテンツを公開するURL」の表記が分かりにくい表現になっていると考えます。こちらについては、おそらく以下の内容を加味した記載と考えます。</p> <p>(1) No.1～No.4については、各キャリアの公式サイトとして登録されているトップページで、かつ配下のディレクトリは、過去に各キャリアごとにコンテンツを作成していた際の公開ディレクトリ(URL)が含まれている。また、現在も個別に対応する必要がある場合に使用している。</p> <p>(2) 各キャリアの公式サイトトップページにアクセスすると、No.5に示されるURLリダイレクトする。</p> <p>(3) No.5については、現行システムにおいて、主となる公開コンテンツを配置するディレクトリ(URL)となっており、こちらの配下のコンテンツについては、画像やhtmlについて、参照する携帯端末の種類毎に最適化してコンテンツを配信している。</p> <p>本内容を明確にするために、以下の補足事項を追記してはいかがでしょうか。</p> <p>&lt;修正案&gt; ※図表7のNo1～No.4に示すURLについては、それぞれのキャリアにおける、公式サイトトップページURLになっており、こちらにアクセスすると、No.5に示すURLにリダイレクトされる。 ※図表7のNo1～No.4に示すURL配下のディレクトリには、過去に各キャリアごとに作成していたコンテンツが配置されている。また、現在も個別に対応する必要がある場合に使用している。 ※No5.に示すURL配下のディレクトリは、現行システムにおいて、主となる公開コンテンツを配置するディレクトリ(URL)となっている。このコンテンツについては、画像やhtmlについて、参照する携帯端末の種類毎に最適化してコンテンツを配信している。</p>	提供機能における対応内容の明確化のため。	<p>ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。</p> <p>6.2.1.2. 携帯端末向け官邸ホームページ公開機能要件</p> <p>追記： ※図表7のNo1～No.4に示すURLについては、それぞれのキャリアにおける、公式サイトトップページURLになっており、こちらにアクセスすると、No.5に示すURLにリダイレクトされる。 ※図表7のNo1～No.4に示すURL配下のディレクトリには、過去のシステムで各キャリアごとに作成していたコンテンツが配置されている。また、現在も個別に対応する必要がある場合に使用している。 ※No5.に示すURL配下のディレクトリは、現行システムにおいて、主となる公開コンテンツを配置するディレクトリ(URL)となっている。このコンテンツについては、画像やhtmlについて、参照する携帯端末の種類毎に最適化してコンテンツを配信している。 ※今後新規で作成するコンテンツについては、基本的にNo5のディレクトリに設置することとする。</p>

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
4	17	45	6.2.1.2. 携帯端末向け官邸ホームページ公開機能要件(2)	3	「iPhone、Android端末を想定する。」と記載がございます。こちらにつきましては、ホームページ閲覧に関する条件であるため、対象ブラウザについて記載するのが適切と考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> 本調達契約時点において、iPhone、Androidに標準搭載されている最新バージョンのブラウザを想定する。	ホームページ閲覧の想定については、対象ブラウザについて記載するのが適切であるため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  6.2.1.2. 携帯端末向け官邸ホームページ公開機能要件(2)  対象とするスマートフォンは、NTTドコモ、au by KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・モバイルにおけるiPhone、Android端末を想定し、対象とするブラウザは、IOS標準ブラウザ（Safari 5.1以上）、Android標準ブラウザ（Android Browser 3.1以上）、Android Chrome 18以上とする。 ※詳細は本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。
5	18	2	6.2.1.2. 携帯端末向け官邸ホームページ公開機能要件(2)	3	「CSSでの出し分けなど一元的な管理が可能となる構築手法を検討の上、提案すること。」と記載がございます。こちらにつきましては、技術的要件を明確化するため、「など」の記載を削除するのが適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> CSSでの出し分けで一元的な管理が可能となる構築手法を検討の上、提案すること	技術的要件を明確化するのが適切であるため。	ご意見として承りましたが、現行仕様の通りとします。
6	31	10,30	6.2.11. 内閣メールマガジン (1) 図表 36 (2) 図表 37	2	「6.2. 国民等向け機能」内のその他の機能については、フィーチャーフォンに関する提供対象の記載がございます。本項目には、記載がないように見受けられます。また、対応するアプリケーションシステムの要件として、「7.10.14.2. その他の要件 (1)」に対応する記載があるように見受けられ、こちらを想定しているものと考えます。本認識に相違がない場合、本事項を明確にするために、以下の記載を追加するのが適切と考えます。  (1) 「図表 36メールマガジン配信登録機能の提供対象」のNo.2の配信対象の列に以下の内容を追加する。 「携帯端末の対象は以下とする。 ・ NTTドコモ i-mode対応携帯端末（第3世代） ・ au by KDDI EZweb対応携帯端末（第3世代） ・ ソフトバンクモバイル Yahoo!ケータイ対応携帯端末（第3世代）」  (2) 「図表 37メールマガジン配信登録解除機能の提供対象」のNo.2の配信対象の列に以下の内容を追加する。 「携帯端末の対象は以下とする。 ・ NTTドコモ i-mode対応携帯端末（第3世代） ・ au by KDDI EZweb対応携帯端末（第3世代） ・ ソフトバンクモバイル Yahoo!ケータイ対応携帯端末（第3世代）」	提供機能における対応内容の明確化のため。	仕様書「2.2.用語の定義」に、フィーチャーフォンに関する定義がありますので、ご参照下さい。
7	32	12	6.2.11. 内閣メールマガジン (5)	2	「6.2.1. 官邸ホームページ公開機能 (2)」のように、コンテンツ要件を明示いただけないでしょうか。	メールマガジンバックナンバー閲覧対象の移行に必要なシステム構成を検討する際に必要な情報であるため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  6.2.11. 内閣メールマガジン (5) 図表38にコンテンツ要件を追記

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
8	36	19	6.3.3. 官邸ホームページご意見受付管理 (6)	2	「(6) CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ) 対策」と記載がございます。こちらにつきまして、一般的なウェブアプリケーション上のセキュリティ対策では、クロスサイト・スクリプティングや、SQLインジェクションなどの対策も必要と考えます。また、対応自体は本調達で実現すべきことであるため、以下のような記載への修正が適切であると考えます。  <修正案> (6) CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ)、XSS(クロスサイト・スクリプティング)、SQLインジェクションなどのウェブアプリケーションとしてのセキュリティ対策	提供機能における対応内容の明確化のため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  6.3.3. 官邸ホームページご意見受付管理 (6)
9	36	38	6.3.4.2. コンテンツ管理(1)	2	「・1世代以上の全コンテンツのバックアップの取得並びに本バックアップを使用したリカバリが可能な機能」と記載がございます。こちらにつきまして、1世代だけのコンテンツのバックアップにおいては、そのバックアップの取得中に何らかの問題が発生した場合、データ破損など要因により、取得していたバックアップによる復旧が困難になる場合がございます。本課題は、一般的には2世代以上のバックアップを保持することにより解消します。リカバリが可能との記載があるため、実際には、2世代以上バックアップを保持することを想定していると考えます。しかしながら、表現としてあいまいな解釈となるリスクがあると考えます。よって、本事項を明確にするために、以下のような記載に修正することが適切であると考えます。  <修正案> ・全コンテンツのバックアップの取得、ならびに本バックアップを使用したリカバリが可能な機能を提供すること。また、この際のバックアップデータについては、2世代以上の世代管理を実施すること。	提供機能における対応内容の明確化のため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  6.3.4.2. コンテンツ管理(1)
10	40	39	6.3.4.2. コンテンツ管理(3)	2	「・1世代以上の全コンテンツのバックアップの取得並びに本バックアップを使用したリカバリが可能な機能」と記載がございます。こちらにつきまして、純粋に1世代だけのコンテンツのバックアップにおいて、そのバックアップの取得中に何らかの問題が発生した場合、データ破損など要因により、取得していたバックアップによる復旧が困難になる場合がございます。本課題は、一般的には2世代以上のバックアップを保持することにより解消します。リカバリが可能との記載があるため、実際には、2世代以上バックアップを保持することを想定していると考えます。しかしながら、表現としてあいまいな解釈となるリスクがあると考えます。よって、本事項を明確にするために、以下のような記載に修正することが適切であると考えます。  <修正案> ・全コンテンツのバックアップの取得ならびに、本バックアップを使用したリカバリが可能な機能を提供すること。また、この際のバックアップデータについては、2世代以上の世代管理を実施すること。	提供機能における対応内容の明確化のため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  6.3.4.2. コンテンツ管理(3)
11	46	14	7.2.2. 性能要件(4)	3	「(4) 官邸ホームページ全文検索機能や部局ホームページ全文検索機能では、全体で1日40万件の検索アクセスがあっても国民が支障なく検索操作可能なように設計・構築すること。」とございます。こちらにつきまして、「6.2.9. 国の政策アプリ」内の、「(5) キーワードから探す」も含まれるという認識でよろしいでしょうか。本認識に相違がない場合、本事項を明確にするため、以下のような記載とするのが適切と考えます。  <修正案> (4) 官邸ホームページ全文検索機能、国の政策アプリ内のキーワードから探す機能や部局ホームページ全文検索機能では、全体で1日40万件の検索アクセスがあっても国民が支障なく検索操作可能なように設計・構築すること。	受託事業者にて実現すべき性能要件をより明確にするため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  7.2.1. 規模要件 (6) 7.2.2. 性能要件 (4) 7.3. 信頼性・可用性要件 (3) 7.4. 事業継続性要件 (6)
12	51	8	7.6.4. 不正プログラム対策要件(5)	2	「(5) 独自開発にてアプリケーションを提供する場合は、クロスサイト・スクリプティング対策や、SQLインジェクション対策など、ウェブアプリケーションに関するセキュリティ対策も織り込んで、設計・開発を実施すること。」と記載がございます。こちらにつきまして、その他の項にて、これら以外に、CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ) 対策に関する言及がなされているように見受けられます。これらと記載の水準をそろえた方がより適切と考えます。  <修正案> (5) 独自開発にてアプリケーションを提供する場合は、CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ) 対策、XSS(クロスサイト・スクリプティング) 対策や、SQLインジェクション対策など、ウェブアプリケーションに関するセキュリティ対策も織り込んで、設計・開発を実施すること。	受託事業者にて実現すべき情報セキュリティ要件をより明確にするため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  7.6.4. 不正プログラム対策要件(5)

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
13	68	19	7.10.2.1. PC向け 官邸ホームページ 公開機能(1)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいかと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。
14	68	23, 24	7.10.2.1. PC向け 官邸ホームページ 公開機能(1)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 Google Chrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したがって、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  PC向け官邸ホームページは、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。 ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。 ・ Internet Explorer 7.x以上 ・ Google Chrome 23.x以上 ・ Mozilla Firefox 16.x以上 ・ Safari 5.x以上
15	70	17	7.10.2.3. スマート フォン向け官邸 ホームページの公 開について	3	「iPhone、Android端末を想定する。」と記載がございます。こちらにつきましては、ホームページ閲覧に関する条件であるため、対象ブラウザについて記載するのが適切と考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> 本調達契約時点において、iPhone、Androidに標準搭載されている最新バージョンのブラウザを想定する。	ホームページ閲覧の想定については、対象ブラウザについて記載するのが適切であるため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  対象とするスマートフォンは、NTTドコモ、au by KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・モバイルにおけるiPhone、Android端末を想定し、対象とするブラウザは、IOS標準ブラウザ(Safari 5.1以上)、Android標準ブラウザ(Android Browser 3.1以上)、Android Chrome 18以上とする。 ※詳細は本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。
16	70	18	7.10.2.3. スマート フォン向け官邸 ホームページの公 開について	3	「CSSでの出し分けなど一元的な管理が可能となる構築手法を検討の上、提案すること。」と記載がございます。こちらにつきましては、技術的要件を明確化するため、「など」の記載を削除するのが適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> CSSでの出し分けで一元的な管理が可能となる構築手法を検討の上、提案すること	技術的要件を明確化するのが適切であるため。	ご意見として承りましたが、現行仕様の通りとします。
17	70	42	7.10.3. 部局向け ホームページ公開 (2)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいかと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
18	71	2, 3	7.10.3. 部局向け ホームページ公開 (2)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままで、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  PC向け官邸ホームページは、主にPC向けに提供されているウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。また、携帯端末からのホームページ閲覧についても考慮されていることが望ましい。 ・ Internet Explorer 7.x以上 ・ Google Chrome 23.x以上 ・ Mozilla Firefox 16.x以上 ・ Safari 5.x以上
19	72	5, 6	7.10.4. ホーム ページ全文検索 (7)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままで、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  PC向けの全文検索は、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。 ・ Internet Explorer 7.x以上 ・ Google Chrome 23.x以上 ・ Mozilla Firefox 16.x以上 ・ Safari 5.x以上
20	79	42	7.10.7.4. 業務・ 機能要件図表 58	2	機能：ご意見受付におきまして、「・ CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ) 対策を実施すること。」と記載がございます。こちらにつきまして、一般的なウェブアプリケーション上のセキュリティ対策では、クロスサイト・スクリプティングや、SQLインジェクションなどの対策も必要と考えます。また、対応自体は本調達で実現すべきことであるため、以下のような記載への修正が適切であると考えます。  <修正案> ・ CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ)、XSS(クロスサイト・スクリプティング)、SQLインジェクションなどのウェブアプリケーションとしてのセキュリティ対策	提供機能における対応内容の明確化のため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。
21	85	30, 31	7.10.7.5. その他 の要件(2)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままで、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chromeの本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  PC向けのご意見受付機能は、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。 ・ Internet Explorer 7.x以上 ・ Google Chrome 23.x以上 ・ Mozilla Firefox 16.x以上 ・ Safari 5.x以上
22	86	32	7.10.8. 各部局向け ご意見受け・ 管理(4)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
23	86	36, 37	7.10.8. 各部局向けご意見受け・管理 (4)	1	<p>「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン</p>	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	<p>ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。</p> <p>ご意見受付機能は、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 7.x以上</li> <li>・ Google Chrome 23.x以上</li> <li>・ Mozilla Firefox 16.x以上</li> <li>・ Safari 5.x以上</li> </ul>
24	89	27	7.10.10.3 官邸ホームページにおける更新頻度の高いコンテンツの管理	2	<p>本項を実現するためには、CMSソフトウェアの準備が必要と認識しています。また、CMSソフトウェアを利用するには、ソフトウェアの利用の前提として、リレーショナルデータベースやウェブアプリケーションサーバ等のミドルウェアが必要となる場合があると考えます。本調達において、CMSの稼働の前提となるミドルウェアの調達も含まれるという認識でよろしいでしょうか。本認識に相違がない場合、本事項を明確にするために以下の記載を追加するのが適切と考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; CMSソフトウェアは、受託事業者にて準備すること。また、CMSの稼働の前提となるミドルウェア等の各種ソフトウェアについても、受託事業者にて準備すること。</p>	受託事業者にて準備すべき物品を明確にするため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。
25	95	19, 20	7.10.12.2. その他の要件 (2)	1	<p>「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン</p>	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	<p>ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。</p> <p>PC向けの官邸ブログ公開は、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 7.x以上</li> <li>・ Google Chrome 23.x以上</li> <li>・ Mozilla Firefox 16.x以上</li> <li>・ Safari 5.x以上</li> </ul>
26	98	2, 3	7.10.13.3. RSS管理機能、ならびにテーマ管理機能に関するその他要件 (2)	1	<p>「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン</p>	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	<p>ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。</p> <p>PC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 7.x以上</li> <li>・ Google Chrome 23.x以上</li> <li>・ Mozilla Firefox 16.x以上</li> <li>・ Safari 5.x以上</li> </ul>
27	98	38, 39	7.10.13.4. キーワードから探す (7)	1	<p>「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 GoogleChrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。</p> <p>&lt;修正案&gt; Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン</p>	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	<p>ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。</p> <p>言語は日本語を想定し、主にPC向けに提供されている以下のウェブブラウザにて閲覧されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 7.x以上</li> <li>・ Google Chrome 23.x以上</li> <li>・ Mozilla Firefox 16.x以上</li> <li>・ Safari 5.x以上</li> </ul>

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
28	97	41	7.10.13.3. RSS管理機能、ならびにテーマ管理機能に関するその他要件(2)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいかと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。
29	98	34	7.10.13.4. キーワードから探す(7)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいかと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。
30	102	8	7.10.14.2. その他の要件(1)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいかと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。
31	102	11,12	7.10.14.2. その他の要件(1)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。 Google Chrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定とした対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  PC向けのメールマガジン配信登録、配信解除機能は、以下のウェブブラウザにて利用されることを想定する。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。 ・ Internet Explorer 7.x以上 ・ Google Chrome 23.x以上 ・ Mozilla Firefox 16.x以上 ・ Safari 5.x以上
32	103	35	7.11.1.1. 映像制作機器	3	「音声モニター(ピンジャック)の出力ができること。」と記載がございます。こちらにつきまして、各メーカーが生産している最新型の録画再生機では、一般的に音声モニター(ピンジャック)の出力機能は有していない場合が多いと考えるため、特定の理由がない限り、削除が適切と考えます。  <修正案> 音声モニター(ピンジャック)の出力ができること。の一文を削除。	現状音声モニター(ピンジャック)の出力機能は有している機種が少ないと考えるため。	ご意見を参考に、現行仕様の一部を変更いたします。
33	104	41	7.11.1.1. 映像制作機器	3	「USB 2.0ポートを3つ以上装備していること。」と記載がございます。こちらにつきまして、各メーカーが生産している最新型ノートPCでは、USB2.0の上位規格である、USB3.0が基本的に標準装備となっております。(USB3.0の規格は、USB2.0の規格にも対応しています。)よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> USB2.0ポート相当以上のポートを3つ以上装備していること。	現状、USB2.0のみを装備している機種は少ないと考えるため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。また、下記を追記致します。 「IEEE 1394のインターフェースを装備できるような環境を用意すること。」
34	107	29	7.11.2.2. IPv6アクセス確認用機器	3	「USB 2.0ポートを4つ以上装備していること。」と記載がございます。こちらにつきまして、各メーカーが生産している最新型ノートPCでは、USB2.0の上位規格である、USB3.0が基本的に標準装備となっております。(USB3.0の規格は、USB2.0の規格にも対応しています。)よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> USB2.0ポート相当以上のポートを4つ以上装備していること。	現状、USB2.0のみを装備している機種は少ないと考えるため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。
35	107	31	7.11.2.2. IPv6アクセス確認用機器	3	「PC(Type II)カードスロットを有すること。」と記載がございます。こちらにつきまして、各メーカーが生産している最新型ノートPCでは、PCカードスロットを装備している機種は、少ないと考えます。本要件の中では、特別にPCカードスロットを有する必要がなければ、こちらの記載は削除するのが適切と考えます。また、その他の項で記載のあるノートPCの要件では、「PC(Type II)カードスロットの有すること。」の記載はございませんので、記載内容を統一すべきと考えます。  <修正案> PC(Type II)カードスロットを有すること。の一文を削除。	現状、PCカードスロットを装備している機種は少ないと考えるため。また、記載内容を統一すべきと考えるため。	ご意見を参考に、現行仕様の一部を変更いたします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
36	111	45	7.11.4.1. リモートアクセス用作業端末	3	「USB 2.0ポートを4つ以上装備していること。」と記載がございます。こちらにつきまして、各メーカーが生産している最新型ノートPCでは、USB2.0の上位規格である、USB3.0が基本的に標準装備となっております。(USB3.0の規格は、USB2.0の規格にも対応しています。)よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> USB2.0ポート相当以上のポートを4つ以上装備していること。	現状、USB2.0のみを装備している機種は少ないと考えるため。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。
37	117	10	9.6. 更新頻度の高いコンテンツの移行要件(4)	1	「Opera 12.x以上」と記載がございます。こちらにつきましては、現行のアクセスログの実績からも1%以下となっており、一般的に普及率は今後下がっていくと予想されますので、想定ブラウザとしての記載をご検討いただいたほうがよいと考えます。ご検討によっては、「Opera」の記載自体を削除いただくことも考慮可能かと存じます。	一般的な普及率の増加が今後予想されないため。	ご意見を参考に「Opera」の記載は削除致します。
38	117	18, 19	9.6. 更新頻度の高いコンテンツの移行要件(4)	1	「Google Chrome 21.x以上」「Mozilla Firefox 12.x以上」と記載がございます。Google Chrome、Mozilla Firefoxについては、ラピッドリリース方式と呼ばれる、バージョンの高速リリースサイクルを取っているため、仕様書に記載されたバージョンが、システム開発時において、存在していないといった可能性が懸念されます。したいがままに、最新のバージョンを対象を想定した対応が適切であると考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> Google Chrome の本調達契約時点における最新のバージョン Mozilla Firefox の本調達契約時点における最新のバージョン	ラピッドリリース方式(バージョンの高速リリースサイクル)を取っているため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  ・生成されるPC向けコンテンツは以下のウェブブラウザで正常に閲覧できること。ただし、本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。 Internet Explorer 7.x以上 Google Chrome 23.x以上 Mozilla Firefox 16.x以上 Safari 5.x以上
39	117	29	9.6. 更新頻度の高いコンテンツの移行要件(4)	3	「・スマートフォンについては各キャリアとも、基本的に最新のスマートフォン端末(iPhone、Android端末)に対応すること。」と記載がございます。こちらにつきましては、ホームページ閲覧に関する条件であるため、対象ブラウザについて記載するのが適切と考えます。よって以下のように記載を修正するのが適切であると考えます。  <修正案> ・スマートフォンについては各キャリアとも、基本的に最新のスマートフォン端末(本調達契約時点において、iPhone、Androidに標準搭載されている最新バージョンのブラウザ)に対応すること。	ホームページ閲覧の想定については、対象ブラウザについて記載するのが適切であるため。	ご意見として賜りましたが、下記の通りとさせていただきます。  対象とするスマートフォンは、NTTドコモ、au by KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・モバイルにおけるiPhone、Android端末を想定し、対象とするブラウザは、IOS標準ブラウザ(Safari 5.1以上)、Android標準ブラウザ(Android Browser 3.1以上)、Android Chrome 18以上とする。 ※詳細は本調達時点のメーカーサポート状況も鑑み、別途協議のうえ決定する。
40	42		6.3.9内閣メールマガジン管理機能	2	ASPによる提供が可能とされておりますが、セキュリティ要件が明確に定義されておりません。各サービスをASPで機能提供する場合、ASP環境におけるDDoSやIPS機能などのセキュリティ装置が必要ありませんでしょうか。	主センターにおいて提供されるサービスにはセキュリティ要件が細かく設定されておりますが、ASP拠点に関するセキュリティ要件の記載がありません。ASP上に配置されるサービスでも官邸ホームページシステムの一部となるため、相応のセキュリティを考慮すべきであると思われまます。セキュリティ要件がないと簡易にDDoSなどの攻撃により検索ができない、読者登録ができないことや不正侵入などの影響により悪意のあるページへの誘導、意図しないメールが読者に配信される可能性があります。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  下記を追記： 7.6.6.ASPサービスを利用する際のセキュリティ対策  ASPサービスを利用する場合においても、7.6.項に記載しているセキュリティ要件を考慮して、システムを構築すること。 また、脆弱性対策やファイアウォール、侵入検知防御、DDoS対策などに相当するネットワーク上のセキュリティ対策も必要に応じて実施すること。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
41	24		6.2.6官邸ご意見受付	1	P24「6.2.6.1(1)(2)官邸ホームページご意見受け/お問い合わせ受け」で用意されるものとP25「(3)PC向け内閣メールマガジンお問い合わせ受け」とは別に用意する必要があるでしょうか？同じ機能であれば共通した方が良く考えます。	ご意見受付を共通化することにより、構築コストを削減できる可能性があります。	それぞれ、用途、担当が異なるものであるため、受付業務自体を統合する形になることは想定してありません(それぞれの担当主体も異なる部分があります)。しかしながら、各担当者の現状の受付業務に大きな変更がなく、セキュリティなど(担当外のもの)は情報の閲覧や更新ができない等)も担保される形であれば、システム構築における統合などは、問題ないと考えます。
42	43		6.3.9.2メールマガジン管理機能	2	「6.3.9.2メールマガジン管理機能」にメールアドレスのクリーニング機能は不要でしょうか？3回連続で配信エラーが発生するアドレスは配信から除外するなどの機能が必要と考えます。	メールアドレスのクリーニング機能がないと宛先不明やエラーのあるアドレスに継続してメールを配信することになります。不要なメールを配信することで、ISP側でスパムメールとして認定される可能性が高くなります。	ご意見を参考に、仕様を一部変更いたします。 6.3.9.1.メール配信機能 (6)エラーメール処理 配信エラーの発生したアドレスに対して、登録解除などの処理を手動、自動の両方で実行することが可能であること。
43	100		7.10.14.1(1)図表67No.5ご意見募集	3	本機能は、メールマガジンの文末にご意見募集のリンク(URL)を添付するなどの方法で、メールマガジンと連携させてご意見募集をかける方が良く考えます。	メルマガ登録者からメルマガを読んだら直ぐに、ご意見を登録できるようになり、国民の率直な意見を取り込むことが可能になります。	ご意見として参考にさせていただきます。
44	100		7.10.14.1(2)メール配信機能	3	「7.10.14.1提供機能(2)メール配信機能の図表68No.3携帯電話版テキストメールの配信対象に、英語版の記載がありますが、P31 6.2.11(1)(2)の図表36および図表37」には携帯電話及びスマートフォンから、英語版の配信登録及び解除機能が設定されておりません。携帯電話及びスマートフォンから英語版の登録/解除は不要でしょうか？	英語版の登録/解除機能がないと、携帯からの英語版の登録/解除ができません。	ご意見として承りましたが、現行仕様の通りとします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
45	116		9.4(3)業務移行要件	1	内閣メールマガジンについては、購読者のメールアドレスを移行することと記載されておりますが、現行の読者登録にかかわる情報の他にメールアドレス毎に管理されている配信付帯情報（配信エラー情報）等の移行が必要と考えます。	移行対象データの中に配信付帯情報（配信エラー情報）がないと、不要なメールを配信することとなり、エラーメールが滞留し性能要件を満たすことが難しくなります。また不要なメールの配信が多くなることによりISP側でスパムメールとして認定される可能性が高くなります。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。 9.4.業務移行要件 (3)内閣メールマガジンについては、既存の内閣メールマガジンの環境から購読者のメールアドレスを移行すること。また必要があればメールアドレス毎に管理されている配信付帯情報（配信エラー情報）等も移行すること。その際は、メールアドレス等の情報管理を確実にすることを前提とする。
46	111		7.11 その他のシステム要件  7.11.3.7 調達機器およびソフトウェア	2	(5) その他衛星端末接続用PC要件 ③PDF形式の文章が表示可能なこと。ファイルをPDF形式に変換できること。  【1】 サイバー攻撃対策、情報漏洩対策、改ざん防止、成りすまし防止を考慮し、政府認証基盤（GPKI）の署名検証が行える製品のご採用をご検討下さい。 ご参考までに、仕様書記載例（案）をご提案いたします。  「政府認証基盤（GPKI）の署名検証が行えること」	【1】 昨年から続く、標的型サーバー攻撃対策として、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）様より、政府機関が作成または公開するPDFファイルに関しては、政府認証基盤（GPKI）の署名の付与が、ガイドラインとして発表されています。 約4年と長期間使用する中で、GPKI対応製品への移行のための追加費用が発生しないよう、今回、貴庁が採用されるPDFソフトにおいても、政府認証基盤（GPKI）の署名検証に対応している製品のご採用をご提案いたします。 現在の段階で、対応済みの製品は、Adobe社「Adobe Acrobat」、スカイコム社「SkyPDF Professional」と複数社ございます。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  7.11.3.7.調達機器およびソフトウェア (5) その他衛星端末接続用PC要件 ③PDF形式の文章が表示可能なこと。ファイルをPDF形式に変換できること。政府認証基盤（GPKI）の署名検証が行えること。JavaScript等の動きのあるPDFアクションを無効とすることが可能なこと。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
47	111		7.11 その他のシステム要件  7.11.3.7 調達機器およびソフトウェア	2	(5) その他衛星端末接続用PC要件 ③PDF形式の文章が表示可能なこと。ファイルをPDF形式に変換できること。  セキュリティ脆弱性排除の観点から、JavaScriptやlaunch-action等の動きのあるPDFアクションを管理者権限で無効にできる製品の採用をご検討下さい。  ご参考までに、仕様書記載例（案）をご提案いたします。  「JavaScript等の動きのあるPDFアクションを無効とすることが可能なこと」	【2】 政府機関を狙った標的型サイバー攻撃は現在も続いております。この標的型サイバー攻撃の多くは、メールに添付されたPDFファイルを開覧したことでPC内の情報が抜き取られたものです。 原因はISO32000-1の規格にも含まれる、JavaScript ActionsやLaunch Actions、Submit-Form Actions等の”動きのあるPDFアクション”に存在するセキュリティホールを悪用した物です。 メーカー側はセキュリティアップデートを頻繁に提供し対応していますが、この問題は構造上の問題のため、動きのあるアクションを無効としない限り新たな問題が発生し続けます。 このため利用者は、こまめにパッチをあてる作業など運用上の負荷が予想されるばかりか、セキュリティホールの発見からパッチのリリースまで半年かかることもあり、その間、セキュリティリスクにさらされ続けています。 本機能のような、通常利用では必要としない機能は無効にできる製品をご採用することをお勧めいたします。	ご意見を参考に、仕様書の表記を一部変更いたします。  7.11.3.7. 調達機器およびソフトウェア (5) その他衛星端末接続用PC要件 ③PDF形式の文章が表示可能なこと。ファイルをPDF形式に変換できること。政府認証基盤（GPKI）の署名検証が行えること。JavaScript等の動きのあるPDFアクションを無効とすることが可能なこと。
48	5		4. 調達範囲	4	今回、ライセンスの調達はGOLP契約のレベルBとの記載がございますが、価格レベルCで調達可能なSelect Plus for Government Partnersというライセンスプログラムがございます。  -参考- Microsoft Select Plus for Government Partners <a href="http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/select-plus-government.aspx">http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/select-plus-government.aspx</a>	GOLPレベルBよりもSelect Plus for Government Partnersの方が安価に提供できる可能性があるため	ご意見を参考に、適用するプログラムを見直します。  4. 調達範囲（4）

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問	理由	回答
49	5	-	4. 調達範囲	-	(4) 本調達で必要となるソフトウェアの使用許諾権は、全て契約金額に含め、名義は内閣官房のものとする。また、Microsoft社製品を導入する場合は、官公庁・自治体向けライセンスの適用を考慮すること。（GOLP契約：Bクラス）  質問：GOLP契約の適用範囲についてご教示いただけますでしょうか。 ・アプリケーション製品 ・システム製品 ・サーバー製品 ・上記のすべて	-	アプリケーション製品、システム製品、サーバー製品のすべてです。
50	18	-	6.2.2. 部局ホームページ公開	-	収容対象となる部局のホームページに含まれるコンテンツは、静的なHTMLファイル、画像ファイル、PDFファイル等で、CGI等の動的に生成されるようなページはないという認識でよろしいでしょうか。	-	部局ホームページのコンテンツについては現状通りを想定しています。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
51	33、 34、 35、 46、63	—	右記参照	—	<p>6.3.1.1. 官邸ホームページ向けアクセスログ解析・結果閲覧 図表40  6.3.1.2. 部局ホームページ向けアクセスログ解析・結果閲覧 図表41  6.3.1.3. 動画配信アクセスログ解析・結果閲覧 図表42  6.3.2. 官邸ブログ向けアクセスログ解析・結果閲覧 図表43  7.2.2. 性能要件  7.9.1. 基本要件(5)</p> <p>「7.9.1. 基本要件」として、「(5)「7.5拡張性要件」を満たす形であれば、同等かそれ以上の環境の実現も可とする。また仮想化技術等を利用した集約化の実現も同様とする。」と記載があります。こちらにつきましては、仮想化環境のご提案も可能という解釈でよろしいでしょうか。また、項目6.3.1.1.～6.3.1.3.の想定月間ページビュー数、ならびに項目7.2.2.に示される性能要件の内容から、(2)官邸ホームページ公開機能以外の機能に関しましては、仮想化技術等を利用した整理・集約ができる可能性があると考えます。このようなご提案も可能という解釈でよろしいでしょうか？</p>	—	「7.2規模・性能要件」、「7.3信頼性・可用性要件」、「7.4事業継続性要件」、「7.5拡張性要件」を満たす形であれば、官邸ホームページ公開機能以外の機能に関しては、仮想化環境のご提案も可能とお考え下さい。
52	60	—	7.8.2.7. リモートアクセス	—	リモートアクセスを利用するユーザー数や同時接続数の想定についてご教示いただけますでしょうか。	—	利用ユーザー数は10程度、同時接続数は3程度を想定しています。

注) 1. ご提出頂きましたご意見の「項」「項番号」「行番号」「項目」につきましては、適宜修正させて頂きました。  
2. 「種別」欄の数字は、[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]となります。

### 運用等期間（納期）の変更について

意見招請時に記載していた契約予定期間を、平成25年度予算編成が例年より遅れている関係から、以下のとおり変更いたします。

○意見招請時の記載

#### 2.3. 運用等期間（納期）

##### (1) システム構築

平成25年4月1日から平成25年7月31日

##### (2) 機器賃貸借、iDC運用及びシステム運用等業務

平成25年8月1日から平成29年7月31日

##### (3) 機器撤去

平成29年8月31日までに完了すること。

○調達公示時点の仕様書

#### 2.3. 運用等期間（納期）

##### (1) システム構築

平成25年度予算成立日から平成25年9月30日

##### (2) 機器賃貸借、iDC運用及びシステム運用等業務

平成25年10月1日から平成29年9月30日

##### (3) 機器撤去

平成29年10月31日までに完了すること。